

目標設定の基本的な考え方について

- 計画主体（都道府県、市町村）は、本交付金を利用して事業を実施しようとする際に、「事業実施計画」を作成いただきますが、その中に、活性化計画の計画期間内における事業の実施によって実現しようとする具体的な目標を以下から選択して定めていただきます。
 - ① 農山漁村への定住促進 ② 農林水産物等の販売・加工促進 ③ 農山漁村における雇用の増大
 - ④ 子ども農山漁村交流の促進 ⑤ 農福連携の促進 ⑥ 農観連携・グリーンツーリズムの促進
 - ⑦ 山村活性化の促進 ⑧ 中山間地農業の振興 ⑨ 棚田地域振興の促進
- 具体的な目標の達成状況等を評価するために、定住等を促進する事業なのか、交流を促進する事業なのかに応じて、以下の指標について定量的に設定いただきます。

定住促進対策	交流対策
地域産物の販売額の増加	地域産物の販売額の増加
雇用者数（新規就農者等を含む）の増加	滞在者数及び宿泊者数の増加
定住人口の維持・増加	交流人口の増加

【よくある質問】

Q：どのような点に留意すべきでしょうか？

A：目標値の設定に当たっては、事業実施地区における過去の指標の推移や社会経済動向、関連する施策の状況等の事業以外の要因による影響等も勘案し、実現可能性のある合理的な目標を設定願います。

Q：目標は、活性化区域全体での目標とすべきなのか、事業で整備する施設に係る目標とすべきなのか、どちらでしょうか？

A：どちらでも構いません。

Q：目標の評価方法について指定はあるのでしょうか？

A：評価は計画主体において対応いただければ、特に指定はありません。なお、目標とする値は、事業の効果発現後3年間の目標値の平均と、現状値（算出が可能な直近3年間の実績値）の差分としますので、現状値の算出根拠をしっかりと明示いただくようお願いいたします。